

1. 検討経緯

大分川ダム建設事業については、平成22年9月28日に国土交通大臣から九州地方整備局長に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう指示があり、同日付けで検討の手順や手法を定めた「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」（以下「検証要領細目」という。）に基づき、「ダム事業の検証に係る検討」を実施するよう指示があった。

九州地方整備局では、「今後の治水対策案のあり方について 中間とりまとめ（案）」に基づき、大分川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場（以下「検討の場」という。）を平成22年12月2日に設置し、検討を進めるに当たっては、検討の場を公開で開催するなど検討の場の進め方に関する事項を定めた。その後、表 1-2-2 に示すとおり計4回の検討の場を開催し、大分川ダム建設事業における洪水調節、新規利水、流水の正常な機能の維持の3つの目的について、目的別の総合評価及び総合的な評価を行った。

この間、平成23年3月23日から4月21日まで、「各目的別ごとの対策案の立案」を対象としたパブリックコメントを行った。さらに、平成23年8月1日から8月31日まで、「概略評価による各目的別ごとの対策案の抽出」、及び「各目的別ごとの対策案の立案」を対象としたパブリックコメントを行った。なお、大分川ダム建設事業の検証に係る検討フローを図1-1に示す。

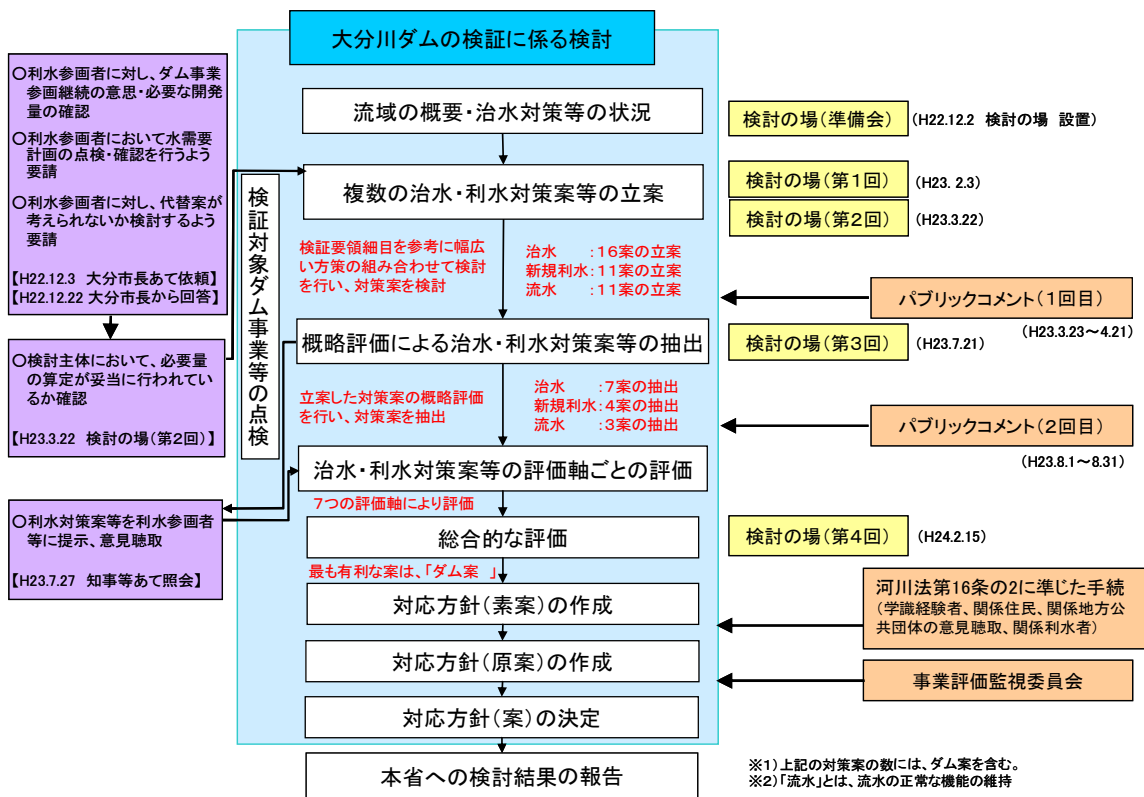


図 1-1 大分川ダム建設事業の検証に係る検討フロー

1. 検討経緯

1.1 検証に係る検討手順

大分川ダム建設事業の検証に係る検討（以下「大分川ダム検証」という。）では、「事業の必要性等に関する視点」のうち、「事業を巡る社会経済情勢等の変化、事業の進捗状況（検証対象ダム事業等の点検）」に関して、流域及び河川の概要、検証対象ダムの概要について整理し、検証対象ダム事業等の点検を行い、事業の投資効果に関して、費用対効果分析を行った。

流域及び河川の概要の整理結果については 2. に、検証対象ダムの概要の整理結果については 3. に示すとおりである。

検証対象ダム事業等の点検については、総事業費、堆砂計画、工期や過去の洪水実績など計画の前提となっているデータ等について、詳細な点検を行った。その結果は 4.1 に示すとおりである。

次に、大分川ダム検証では「事業の進捗の見込みの視点、コストや実現性の視点」から、「複数の治水対策案、新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案の立案」、「概略評価による治水対策案、新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案の抽出」、「治水対策案、新規利水対策案及び流水の正常な機能の維持対策案を評価軸ごとに評価」、「目的別の総合評価の検討」を行い、最終的に、「検証対象ダムの総合的な評価」を行った。

これらの検討経緯の概要は、以下のとおりである。

1.1.1 治水（洪水調節）

検証要領細目第 4 に基づき、複数の治水対策案の立案、概略評価による治水対策案の抽出、治水対策案の評価軸ごとの評価及び目的別の総合評価（洪水調節）を行った。

(1) 複数の治水対策案の立案

複数の治水対策案は、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として、複数の治水対策案の 1 つは、大分川ダムを含む案として、その他に大分川ダムを含まない方法による計 16 案の治水対策案を立案した。その結果等は 4.2.1～4.2.3 に示すとおりである。

(2) 概略評価による治水対策案の抽出

16 案の治水対策案について、概略評価を行い、大分川ダムを含む 7 案の治水対策案の抽出を行った。その結果等は 4.2.4 に示すとおりである。

(3) 治水対策案を評価軸ごとに評価、目的別の総合評価

概略評価により抽出した 7 案の治水対策案について、7つの評価軸ごとに評価し、さらに目的別の総合評価を行った。その結果等は 4.2.5 及び 4.5.1 に示すとおりである。

1.1.2 新規利水

検証要領細目第 4 に基づき、複数の新規利水対策案の立案、概略評価による新規利水対策案の抽出、新規利水対策案の評価軸ごとの評価及び目的別の総合評価を行った。

(1) 利水参画者に対する確認・要請

大分川ダム建設事業の利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意思、必要な開発量の確認、水需給計画の点検、確認及び代替案が考えられないか検討するよう平成 22 年 12 月 3 日付け文書にて要請し、利水参画者からの回答を得た。その上で、必要量の算出が妥当に行われているかを確認した。その結果等は 4.3.1～4.3.2 に示すとおりである。

(2) 複数の新規利水対策案の立案

複数の新規利水対策案は、利水参画者に対して確認した必要な開発量を確保することを基本として、ダム事業者や水利使用許可者として有している情報に基づき可能な範囲で検討を行い、複数の新規利水対策案の 1 つは、大分川ダムを含む案として、その他に大分川ダムを含まない方法による計 11 案の新規利水対策案を立案した。その結果等は 4.3.3 ～ 4.3.4 に示すとおりである。

(3) 概略評価による新規利水対策案の抽出

11 案の新規利水対策案について、概略評価を行い、大分川ダムを含む 4 案の新規利水対策案の抽出を行った。その結果等は 4.3.5 に示すとおりである。

(4) 複数の新規利水対策案を利水参画者等へ提示、意見聴取

概略評価により抽出した 4 案の新規利水対策案について、利水参画者等に提示し、意見聴取を平成 23 年 7 月 27 日付け文書にて行い、利水参画者等から回答を得た。その結果等は 4.3.6 に示すとおりである。

(5) 新規利水対策案を評価軸ごとに評価、目的別の総合評価

概略評価により抽出した 4 案の新規利水対策案について、6つの評価軸ごとに評価し、さらに目的別の総合評価を行った。その結果等は 4.3.7 及び 4.5.2 に示すとおりである。

1.1.3 流水の正常な機能の維持

検証要領細目第 4 に基づき、複数の流水の正常な機能の維持対策案の立案、概略評価による流水の正常な機能の維持対策案の抽出、流水の正常な機能の維持対策案の評価軸ごとの評価及び目的別の総合評価を行った。

1. 検討経緯

(1) 複数の流水の正常な機能の維持対策案の立案

複数の流水の正常な機能の維持対策案は、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本とし、複数の流水の正常な機能の維持対策案の1つは、大分川ダムを含む案として、その他に大分川ダムを含まない方法による流水の正常な機能の維持対策による計11案を立案した。その結果等は4.4.1～4.4.3に示すとおりである。

(2) 概略評価による流水の正常な機能の維持対策案の抽出

11案の流水の正常な機能の維持対策案について、概略評価を行い、大分川ダムを含む3案の流水の正常な機能の維持対策案の抽出を行った。その結果等は4.4.4に示すとおりである。

(3) 複数の流水の正常な機能の維持対策案を利水参画者等へ提示、意見聴取

概略評価により抽出した3案の流水の正常な機能の維持対策案について、利水参画者等に提示し、意見聴取を平成23年7月27日付け文書にて行い、利水参画者等から回答を得た。その結果等は4.4.5に示すとおりである。

(4) 流水の正常な機能の維持対策案を評価軸ごとに評価、目的別の総合評価

概略評価により抽出した3案の流水の正常な機能の維持対策案について、6つの評価軸ごとに評価し、さらに目的別の総合評価を行った。その結果等は4.4.6及び4.5.3に示すとおりである。

1.1.4 総合的な評価

各目的別の検討を踏まえて、大分川ダム建設事業に関する総合的な評価を行った。総合的な評価を行った結果及びその結果に至った理由は4.6に示すとおりである。

1.1.5 費用対効果分析

費用対効果分析についての、洪水調節及び流水の正常な機能の維持に関する便益の算定にあたっては、「治水経済調査マニュアル(案)」等に基づき算定を行った。その結果等は5.に示すとおりである。

1.2 情報公開、意見聴取等の進め方

1.2.1 関係地方公共団体からなる検討の場

大分川ダム検証を進めるにあたり、検討主体と関係地方公共団体において相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深めることを目的として、検討の場を平成22年12月2日の準備会において設置し、その後平成24年2月15日までに4回開催した。その結果等は6.1に示すとおりである。検討の場の構成を表1-2-1に、検討の場の実施経緯を表1-2-2に

1. 検討経緯

示す。

大分川流域を構成する5市2町の出席により、平成22年12月2日に開催した検討の場（準備会）において、玖珠町は大分川上流域にあたり受益世帯が無い、九重町は流域面積が少ない、別府市は流域面積、関係住民が少ないことから検討の場の構成員には加わらないことを表明した。

表 1-2-1 検討の場の構成

所 属 等	
構 成 員	大 分 県 知 事
	大 分 市 長
	竹 田 市 長
	豊 後 大 野 市 長
	由 布 市 長
検 討 主 体	九 州 地 方 整 備 局 長

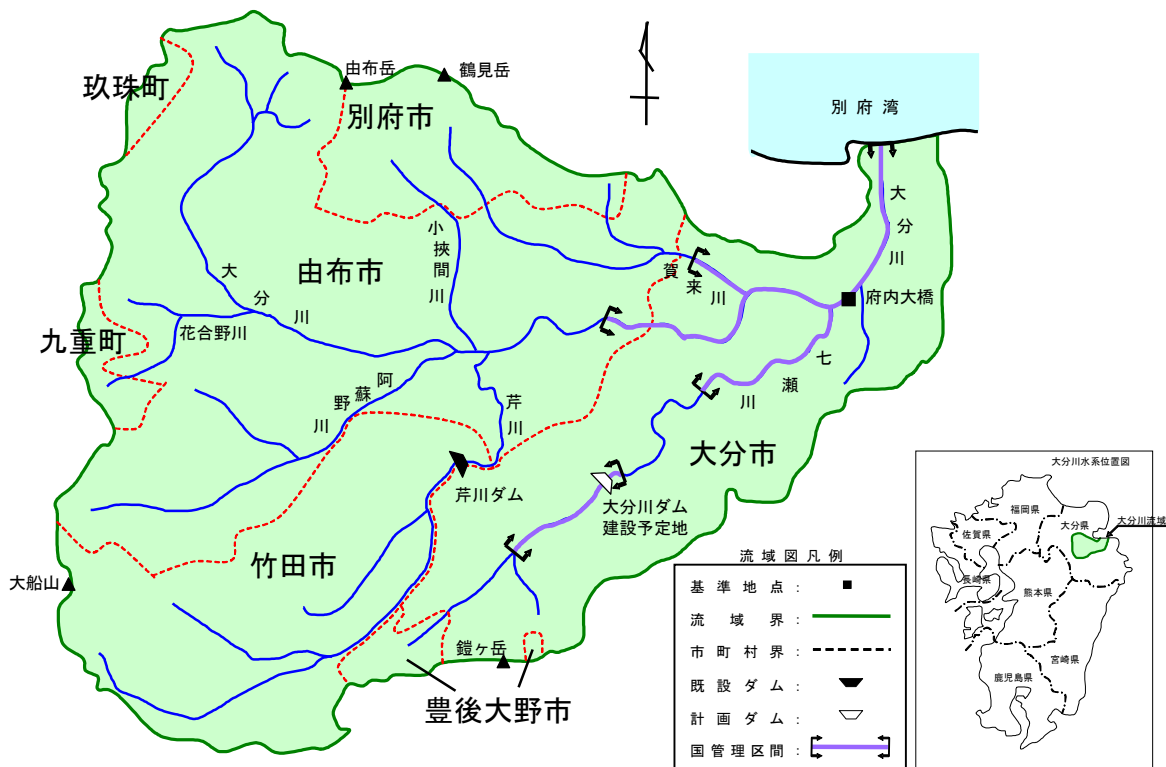


図 1-2-1 大分川水系流域図

1. 検討経緯

表 1-2-2 検討の場の実施経緯

(平成 24 年 2 月 15 日現在)

月日	検討内容	
平成22年 9月28日	ダム事業の検証に係る検討指示	・国土交通大臣から九州地方整備局長に指示
平成22年12月 2日	検討の場（準備会）	<ul style="list-style-type: none"> ■「今後の治水対策のあり方について中間取りまとめ（案）」について ■規約・構成員について ■大分川流域及び大分川ダムの概要について ■検証に係る検討の進め方について □利水参画者に対する確認・要請について
平成23年 2月 3日	検討の場（第1回）	<ul style="list-style-type: none"> ■大分川ダム建設事業の点検 <ul style="list-style-type: none"> ・総事業費、工期 ■治水対策案の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・複数の治水対策案への26方策の適用性 □利水参画者からの回答について
平成23年 3月22日	検討の場（第2回）	<ul style="list-style-type: none"> ■大分川ダム建設事業の点検 <ul style="list-style-type: none"> ・堆砂計画、計画の前提となるデータ等の点検方法 ■対策案の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・複数の治水対策案の立案 ・複数の利水対策案の立案 ・複数の流水の正常な機能の維持対策案の立案 ・新規利水の必要量の算出確認 ■パブリックコメントの募集について <ul style="list-style-type: none"> ・「各目的別ごとの対策案の立案」を対象
平成23年 7月21日	検討の場（第3回）	<ul style="list-style-type: none"> ■パブリックコメントで頂いた意見について <ul style="list-style-type: none"> ・「各目的別ごとの対策案の立案」についての意見を紹介 ■対策案の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・概略評価による治水対策案の抽出 ・概略評価による利水対策案の抽出 ・概略評価による流水の正常な機能の維持対策案の抽出 ■パブリックコメントの募集について <ul style="list-style-type: none"> ・「概略評価による各目的ごとの対策案の抽出」「各目的別ごとの対策案の立案」を対象 ■利水参画者等に意見聴取 <ul style="list-style-type: none"> ・「利水対策案」「流水の正常な機能の維持対策案」について利水参画者等に依頼
平成24年 2月15日	検討の場（第4回）	<ul style="list-style-type: none"> ■大分川ダム建設事業の点検 <ul style="list-style-type: none"> ・計画の前提となるデータ ■パブリックコメントで頂いた意見について <ul style="list-style-type: none"> ・「概略評価による各目的ごとの対策案の抽出」「各目的別ごとの対策案の立案」についての意見を紹介 ・各目的別の対策案に関するパブリックコメントに対する検討主体の考え方を説明 ■対策案の検討 <ul style="list-style-type: none"> ・治水対策案の評価軸ごとの評価 ・治水対策案の総合評価 ・利水参画者等から利水対策案について意見聴取した結果 ・利水対策案の評価軸ごとの評価 ・利水対策案の総合評価 ・利水参画者等から流水の正常な機能の維持対策案について意見聴取した結果 ・流水の正常な機能の維持対策案の評価軸ごとの評価 ・流水の正常な機能の維持対策案の総合評価 ■検証対象ダムの総合的な評価 <ul style="list-style-type: none"> ・大分川ダム建設事業の総合的な評価 ■意見聴取等の進め方

1. 検討経緯

1.2.2 パブリックコメント

検討の過程においては、主要な段階でパブリックコメントを実施することとしており、平成23年3月23日から4月21日の30日間に「各目的別ごとの対策案の立案」を対象とした。また、平成23年8月1日から8月31日までの31日間に「概略評価による各目的別ごとの対策案の抽出」、及び「各目的別ごとの対策案の立案」を対象としたパブリックコメントを行い、延べ個人8名、団体2団体からご意見を頂いた。その結果は6.2に示すとおりである。

1.2.3 意見聴取

今後、河川法第16条の2等に準じて、学識経験を有する者、関係住民、関係地方公共団体の長、関係利水者からの意見聴取を実施し、その経緯について記述する予定。

1.2.4 事業評価

今後、九州地方整備局事業評価監視委員会（以下「事業評価監視委員会」という。）に対して意見聴取を行い、その経緯について記述する予定。

1.2.5 情報公開

本検討にあたっては、透明性の確保を図ることを目的として、以下のとおり情報公開を行った。

- ・ 検討の場及びパブリックコメントの実施について、事前に報道機関に記者発表するとともに、九州地方整備局ホームページで公表した。
- ・ 検討の場は、原則として報道機関及び傍聴希望者に公開するとともに、関係資料、議事録を九州地方整備局ホームページで公表した。